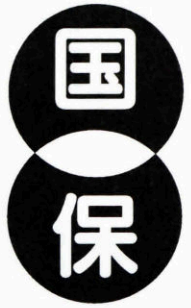


『高額療養費』

病気やけががお医者さんにかかり、自己負担額が一定額を超えたときは、申請するとその超えた分があとから高額療養費として支給されます。



「ナ」

国保税第4期の
納期限は 10月31日(金)です

自己負担額が63,600円を超えたとき
同じ人が同じ月に、同一の医療機関へ支払った自己負担額が63,600円(35,400円)を超えたとき



同じ世帯で63,600円を超えたとき
同じ世帯で同じ月に、同一の医療機関につき、30,000円(21,000円)以上の自己負担金を2回以上支払い、その合計が63,600円(35,400円)を超えたとき



高額療養費の支給を3回以上受けたとき
過去12か月以内に、同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたときは、4回目以降は1か月37,200円(24,600円)を超えたとき

高額の治療が長期間必要なとき
血友病や人工透析の必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症は、「特定疾病療養受療証」を提出すれば、自己負担は1か月10,000円まで



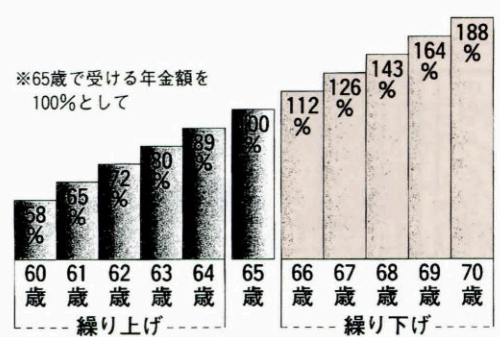
※ ()内は住民税非課税世帯等の場合

自己負担額の計算のしかた

- 月の1日から末日までを1か月として計算
- 総合病院は診療科ごとに計算
- ひとつの医療機関ごとに計算
- 入院と通院は別計算
- 入院時の食事代や差額ベッド料は対象外

Q 国民年金(老齢基礎年金)は65歳からしかもらえないのでしょうか。

A 希望すれば60歳以降いつからでも受け取れます。ただし、64歳以前から受けると減額され、66歳以降から受けると、増額されることになります。なお、支給率は生涯かわりません。



繰り上げ請求をすると障害基礎年金を請求できなくなるなどさまざまな制限がありますので、繰り上げ・繰り下げを希望される場合はご相談ください。



Q & A

10月の
国民年金相談日
15日(水)・30日(木)
午後7時まで
(会場)
民生課福祉係

詳しくは民生課福祉係まで(☎43-0211)